

食品安全委員会（第1015回会合）議事概要

日 時：令和8年2月24日（火） 14：00～14：42

場 所：食品安全委員会第一会議室

出席者：祖父江委員長ほか6名出席

傍聴者：一般23名

（1）食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

・農薬 1案件

（2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 4品目 （評価要請の取下げ）

ジクロメジン

フェノキシカルブ

ブタフェナシル

モノクロトホス

・農薬 29品目 （一括削除）

DCIP

アメトリン

イソフェンホス

イプロベンホス

エトフメセート

エトリジアゾール

オキサジキシル

オリザリン

カルプロパミド

キナルホス

クロルピリホス

ジクロフルアニド

シクロプロトリン

ジクロメジン

ジフェニル

シラフルオフエン

デメトン-S-メチル

ニコチン

ピラクロホス

- フェノキシカルブ
- ブタフェナシル
- ブピリメート
- フルアクリピリム
- フルミクロラックペンチル
- ブロモプロピレート
- ベンダイオカルブ
- ホメサフェン
- メタベンズチアズロン
- モノクロトホス
- ・農薬 3品目 (基準見直し)
- 2,4,5-T
- カプタホール
- ダミノジッド

→消費者庁から説明。

本件について、「ジクロメジン」、「フェノキシカルブ」、「ブタフェナシル」及び「モノクロトホス」については、要請が取り下げられ、調査審議を中止することとなった。

農薬29品目については、当該29品目が国外において、食用及び飼料の用に供される農作物（以下「農作物」という。）、並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物（以下「対象動物」という。）に使用される可能性は低いと考えられ、かつ当該29品目が国内において農作物及び対象動物に使用されず、かつ当該29品目が使用された農作物及び対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物が輸入されないことに基づき、一律基準を超えないようより厳しいリスク管理措置がとられることから、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当するものとされた。

「2,4,5-T」、「カプタホール」及び「ダミノジッド」の3品目について、暫定基準を本基準に見直すこと、個別食品に重複して設定されている不検出基準を削除することは、食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質として現行のリスク管理措置が継続されるものであることから、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当するものとされた。

これら32品目については、当該物質に関する食品を介した健康被害等の情報を継続して収集し、当該情報や新たな科学的知見が認められた場合は、必要に応じてリスク管理措置を見直すことを検討すべき

であることを伝えることとなった。

また、「2, 4, 5-T」、「カプタホール」及び「ダミノジッド」の3品目の残留基準見直しに伴い、アクリナトリンの残留基準に係る食品名の記載を整備すること、2, 4, 5-T試験法、カプタホール試験法及びダミノジッド試験法を削除することは、現行の規格基準の内容を変更するものではなく、形式的な改正であることから、消費者庁からの照会のとおり、食品安全基本法第11条第1項第1号の「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に該当するものと了承され、事務局は手続を行うこととされた。

- ・ 農薬 6品目
 - アフィドピロペン
 - イマザモックスアンモニウム塩
 - クロラントラニリプロール
 - フェリムゾン
 - フルインダピル
 - ペントキサゾン

→消費者庁から説明。

本件について、農薬「フェリムゾン」及び「ペントキサゾン」については、再評価により設定されたADI・ARfDに基づくばく露評価結果のみが報告され、いずれもADI及びARfDを超えないことが確認されたことから、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当するとして内閣総理大臣に通知することとなった。

→担当の浅野委員から説明。

農薬「アフィドピロペン」及び「クロラントラニリプロール」については、評価書の改訂を行わず、既存の評価結果を変更しないことから、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「アフィドピロペンのADIを0.08 mg/kg体重/日、ARfDを0.18 mg/kg体重と設定する。」

「クロラントラニリプロールのADIを1.5 mg/kg体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断した。」

との内容をリスク管理機関（消費者庁）へ通知することとなった。

農薬「フルインダピル」については、農薬第二専門調査会において、農薬「イマザモックスアンモニウム塩」については、農薬第四専

門調査会において審議することとなった。

(3) 企画等専門調査会における審議結果について

- ・令和8年度食品安全委員会運営計画について

→事務局から説明。

本件については、意見の募集手続に入ることとなった。

- ・令和7年度食品安全委員会緊急時対応訓練の実施結果及び令和8年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について

→事務局から説明。

本件については、報告された案のとおり決定した。

- ・令和7年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について

→事務局から説明。

本件「無機ヒ素」については、令和7年度に食品健康影響評価の対象とはならないものの、必要な体制を整え、欧米やJECFAの評価書の科学的根拠を精査するなど、自ら評価を実施する上で必要な科学的知見の充足状況について情報収集を継続することとする事との了承がされた。

(4) 企業申請品目に係る食品健康影響評価についての標準処理期間の達成状況について

→事務局から報告。